

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁保発第30号
平成27年1月30日
警察庁生活安全局保安課長

鳥獣被害対策実施隊の隊員からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について(通達)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣特措法」という。)第9条第1項に基づき設置された鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)の隊員から銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃の所持許可の申請があった場合については、下記のとおり取り扱われたい。

記

1 審査要領

(1) 基本的な考え方

鳥獣特措法に基づき、市町村が実施隊を設置してその隊員に猟銃を所持させ鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第9条第1項の規定に基づく許可を受けて行う鳥獣の捕獲又は殺傷(以下「捕獲等」という。)に従事させる場合、当該市町村が隊員にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認められるときは、当該隊員は、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に当たり、銃刀法第4条第1項の規定に基づくライフル銃の所持許可の対象となり得る。

(2) 所持許可の対象

鳥獣特措法第9条第3項各号の規定に基づき実施隊の隊員として指名され、又は任命された者(以下「実施隊員」という。)

(3) 所持許可の申請先

市町村が、その職員である実施隊員に、ライフル銃の所持許可を受けさせようとするときは、銃刀法第4条第5項の規定に基づき、市町村の事業場(市役所等)を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことから、許可申請は当該都道府県公安委員会宛てに行わせること。

この場合において、所持許可を受けようとする者が当該都道府県公安委員会の管轄区域外に居住している場合には、当該都道府県公安委員会は、その者の住居地を管轄する都道府県公安委員会に対し、保管設備の確認、周辺調査等必要な協力を求めること。

(4) 獣類による農林水産業被害の状況及びライフル銃の所持が必要であることの確認

ア 実施隊を設置した市町村が作成した被害防止計画に、農林水産業等に係る被害の実態及び実施隊員が所持する銃器（ライフル銃）による獣類の捕獲等が行われることが定められていることを確認すること。被害防止計画にライフル銃による獣類の捕獲等が行われることが明示されていない場合には、当該市町村が作成した別添様式第1号「ライフル銃による捕獲を必要とする意見書」の提出を求め、ライフル銃の必要性等について確認すること。

イ 当該ライフル銃の所持許可を申請した実施隊員が、鳥獣保護法第9条第7項に規定する許可証又は同条第8項の従事者証の交付を受け、又は受ける見込みであることを確認すること。

(5) ライフル銃の保管・管理の状況の確認

ア 保管場所

当該ライフル銃の保管については、個人保管を原則とする。

市町村の施設において保管する場合においては、許可所持者ごとに保管設備を設置の上、当該保管設備の施錠を許可所持者自身にさせるなど許可所持者において自ら保管させること。

イ 管理方法

銃刀法第10条の4第1項の規定に基づき、所持許可に係るライフル銃は、所持許可を受けた実施隊員が自ら保管しなければならないが、一方で、当該ライフル銃は実施隊員として市町村による捕獲に従事するために所持許可を受けたものであることから、以下の方法等により市町村及び所持許可を受けた実施隊員において厳格な保管・管理がなされていることを都道府県公安委員会において確認すること。

(ア) ライフル銃の所持許可を受けた実施隊員は、市町村による捕獲等の出勤命令があった場合又は射撃の練習若しくは修理等正当な理由のため当該ライフル銃を持ち出すことについて市町村の責任のある立場の者から承認を受けた場合に限り当該ライフル銃を持ち出すことができるとし、許可所持者において、ライフル銃の出し入れ状況を別添様式第2号「ライフル銃管理票」に記録すること。

(イ) 市町村の責任ある立場の者は、出勤命令又はライフル銃の持ち出しの承認状況について、別添様式第3号「出勤命令簿兼持ち出し承認簿」により管理し、定期的に「ライフル銃管理票」と照らし合わせて齟齬がなければ「ライフル銃管理票」に押印をするなどして、確認すること。

2 許可の条件

許可をする場合には、銃刀法第4条第2項の規定に基づき当該ライフル銃を使用（携帯、運搬及び発射）できる場合を、実施隊の活動として当該実施隊の設置された市町村における有害鳥獣駆除に従事する場合又は修理等正当な理由に基づく場合に限定するなど、実施隊による鳥獣の捕獲等の実態に合わせた条件を付すこと。

3 事故防止のための指導

(1) 保管・管理の徹底

実施隊を設置した市町村の事業場（市役所等）を管轄する警察署（以下「事業場管轄署」という。）は、市町村に対し、ライフル銃の管理の徹底について申し入れるとともに、ライフル銃の所持許可を受けた実施隊員に対して毎年開催する一斉検査等の機会を通じて「ライフル銃管理票」の提出を求め、当該ライフル銃が適切に保管・管理されているか確認すること。

(2) 危害の発生の予防

事業場管轄署は、市町村に対し、ライフル銃の所持許可を受けた実施隊員に、銃刀法第10条の2の規定に基づいて射撃の練習を励行させたり、必要な知識の修得に努めさせたりするなど、当該所持許可に係るライフル銃による危害の発生を予防するための措置を講じるよう申し入れること。また、一斉検査等の機会を通じて、当該実施隊員に注意を喚起するなどして、危害の発生の予防に努めること。

(3) 法令の遵守

事業場管轄署は、市町村に対し、ライフル銃の所持許可を受けた実施隊員については、銃刀法のみならず、鳥獣保護法第9条第8項の規定に基づく従事者証の携帯や火薬類取締法（昭和25年法律第149号）など、関係法令の遵守にも万全を期すよう申し入れること。

4 留意事項

(1) 連絡担当者の配置等

実施隊員から、当該業務に従事するために、銃刀法第4条の2第1項の規定に基づく所持許可の申請がなされる可能性がある場合は、事後の手続を円滑に進めるとともに、所持許可後の連絡調整を密にするため、事業場管轄署に連絡担当者を置いた上で、市町村に対しても連絡担当者を置くよう申し入れること。また、ライフル銃の所持許可に係る一連の手続について、市町村の連絡担当者に対して相談の段階で教示しておくこと。

(2) 所持許可の取消し等

実施隊員の指名又は任命が取り消された場合、当該ライフル銃に係る所持許可については、銃刀法第11条第1項第5号の規定に該当し、取消しの対象となるので、必要な手続をとること。また、ライフル銃の所持許可を受けている実施隊員の指名又は任命の取消しが予想される場合には、あらかじめ既に散弾銃

を所持する実施隊員を後任として育成するなど、後任の実施隊員が当該ライフル銃を円滑に所持できるようにするための措置を講じるよう、市町村に対して申し入れること。

なお、取消し事由に該当する場合であって、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、銃刀法第11条第7項の規定に基づき、当該ライフル銃の提出を命じて仮領置を行うなど、その状況に応じて、適切に対応すること。

第 号

ライフル銃による捕獲を必要とする意見書

下記の者は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 9 条第 1 項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員であり、各市町村が策定した被害防止計画に基づく獣類の捕獲を同隊の捕獲業務として推進する上で、ライフル銃の所持をさせる必要があることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日生

年 月 日

市町村長名 印

(担当者)

氏 名：

電話番号：

別添様式第2号

ライフル銃管理票

許可所持者			許可番号		
区分	出し入れ日時		使用目的	使用場所	確認印
	年月日	時刻			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			
出	・	・	有害鳥獣駆除 射撃の練習 その他 ()		
入	・	・			

- 備考
- 1 本管理票は、許可を受けたライフル銃ごとに作成すること。
 - 2 使用目的欄は、当該ライフル銃を使用する目的の 内にレ印を記載すること。
 - 3 使用場所欄は、有害鳥獣駆除の場合は出勤した地区名を、射撃の練習の場合は当該練習を実施した射撃場の名称と所在する都道府県名を、その他の場合は運搬先の名称及び所在地を記載すること。

